



生活 パイロット

子どもの携帯電話利用

入学・進学シーズンが受け付けた苦情相談の4月、子ども用に携帯電話を購入されたという方も多いのではないだろうか。携帯電話は、子どもに巻き込まれた事例や、ゲ

もの安全を、子どもに活用できる。一方、携帯電話でインターネットを利用した子どもたちの被害が増えている。▼フィルタリングサービス(※1)を活用

有害サイトから守ろう

しましよう。2009(平成21)年4月から、「有害サイト規制法(※2)」が施行され、18歳未満の子どもが使用する携帯電話の契約では、その保護者からの申し出がない限り、有害情報フィルタリングサービスの利用が義務付けられました。

▼携帯電話等の使い方
方を親子でよく話し合
いましょう。出会い系
などの有害サイトにア
クセスしないこと、困
ったことがあったら
すぐに保護者に相談す
ることなどのルールを
決めておくことも大切
です。

※1: インターネッ
ト上の出会い系サイ
トなど、有害サイトを
画面に表示しないよう
制限するサービスのこ
と。

※2: 青少年が安全
に安心してインターネ
ットを利用できる環
境の整備等に関する法
律。

(県消費生活・男女
共同参画プラザ)アイ
ネス、☎097・53
4・0999 || 消費生
活相談電話)